

## 令和8年度固定資産価格の縦覧および固定資産課税台帳の閲覧について

### 「固定資産価格の縦覧」

今年度の土地・家屋の価格をご覧になれます。

この縦覧制度により、期間中に限り納税者の方が所有する土地・家屋の価格と町内の他の土地・家屋の価格を比較することができます。

〔縦覧期間〕 6月1日(月)まで(\*ただし、土・日、祝日の閉庁日を除きます。)

〔縦覧時間〕 午前8時30分～午後5時15分

〔縦覧場所〕 住民課

〔縦覧できる方〕 町内に所在する土地・家屋に係る固定資産税の納税者

### 「固定資産課税台帳の閲覧」

固定資産課税台帳は、年間を通じて閉庁日を除く毎日、閲覧できます。

〔閲覧場所〕 住民課

〔閲覧できる方と閲覧範囲〕

- ・ 固定資産税の納税義務者本人が所有している固定資産
- ・ 借地・借家人の方
- ・ 借地、借家対象の固定資産

〔縦覧や閲覧の申請に際して必要なもの〕

- ・ 本人の場合…運転免許証など本人確認のできるもの
- ・ 代理人の場合…委任状および代理人の本人確認のできるもの  
(\*同居の家族の方でも、納税者本人以外は代理人の場合と同様となります。)
- ・ 借地・借家人の場合…賃貸借契約書またはその写し、本人確認のできるもの

※問い合わせは、住民課 ☎83-2190



## 離婚後の子の養育に関するルールが改正されました（共同親権等）

令和6年5月17日に、父母が離婚した後もこどもの利益を確保することを目的として、民法などの一部改正法が成立しました。

この改正法は、こどもを養育する父母の責務を明確化するとともに、親権（単独親権、共同親権）、養育費、親子交流などに関するルールが見直され、

令和8年4月1日に施行されました。

詳しくは法務省ホームページをご覧ください。



## 獣害報告LINEアプリの活用をお願い

町では、野生動物による農作物の被害、目撃情報などの町への報告方法として、「獣害報告LINEアプリ」を活用しています。このアプリを通して住民のみなさんに報告していただくと町で目撃情報などが確認できるようになっています。住民のみなさんもアプリ内で「今日の状況」、「7日間の状況」を選択すれば報告内容を確認できます。

登録・使用方法などの詳細は、町ホームページに掲載していますのでご確認ください。



また、ホームページが確認できない方は、観光産業課へご連絡ください。

※問い合わせは、観光産業課 ☎83-2295